

宮寺・二本木地区小学校統合校基本構想及び基本計画策定支援業務委託仕様書

1 仕様書の適用

基本構想及び基本計画策定支援業務委託仕様書は、以下のとおりとする。

(1) 委託件名及び基本項目

宮寺・二本木地区小学校統合校基本構想及び基本計画策定支援業務委託仕様書

基本項目	内容
統合対象校	入間市立宮寺小学校（以下「宮寺小」という。）・入間市立狭山小学校（以下「狭山小」という。）
統合校の建設地	現狭山小敷地内
整備手法	居ながら施工（既存狭山小学校の教育活動を継続しつつ建替え）
開校予定	令和14年度
現児童数（R8.5.1）	宮寺小：196人／狭山小：319人
令和14年度推計児童数	統合校：約322人

(2) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(3) 成果物納品場所

入間市庁舎 A棟4階

入間市教育委員会 教育部教育総務課学校統合調整室

2 業務の目的

宮寺・二本木地区小学校の統合校整備の基本的な方針となる基本構想及び基本計画を策定することにより、以下を実現することを目的とする。

(1) 「新しい時代の学び舎のグランドデザイン」の具体化

(2) 統合校としての整備理念及び学校像の明確化

(3) 児童・保護者・地域住民の意向を踏まえた魅力ある学校施設の計画

(4) 居ながら施工及びローリング施工を前提とした、児童の安全と学習環境を最優先する整備計画の策定

- (5) 配置計画、仮設計画、工事ヤード、児童・教職員・来校者動線、スクールバス等の交通動線、給食・学童保育・避難所機能の継続、騒音・振動・粉じん対策、近隣対応等への一体的な検討
- (6) 狭山小敷地の土地利用上の課題の整理
- (7) 今後の基本設計・実施設計・建設工事に円滑に移行できるよう、複数の配置・施工ステップ案を比較し、各案の概算事業費、整備スケジュール、課題、リスク、発注方式上の留意点の明確化

3 業務実施に当たっての基本的な考え方

(1) 教育活動の継続を最優先とした計画

工事期間中も学校運営を継続することを前提に、児童の安全確保、授業・給食・保健・学童保育・学校行事・避難所機能への影響を最小化する計画とする。

(2) 複数案比較による計画条件の明確化

配置計画及びローリング施工計画は、原則として複数案を作成し、教育環境、安全性、工期、事業費、仮設規模、校庭確保、近隣影響、将来の維持管理性等により比較する。

(3) 基本構想と基本計画の役割分担

基本構想では、統合校の整備理念、施設整備方針、配置・施工の大枠を整理する。基本計画では、配置案、施工ステップ、仮設計画、概算事業費、マスタースケジュール、リスク対応方針を具体化する。

(4) 地域合意形成への配慮

学校統合委員会等において、専門的な内容を分かりやすく説明できる図表、ステップ図、比較表、工程図を作成する。

(5) 他自治体事例の活用

学校改築・統合校整備・現地建替えに関する他自治体の基本計画及び仕様書等を調査し、本市の敷地条件・学校運営条件に適用可能な事項を整理する。

4 支援業務の内容

(1) 建築条件整理支援

宮寺小及び狭山小の現況について、次の調査等を実施し、統合校整備及び居ながら施工・

ローリング施工に係る課題を抽出し、整理する。

ア 学校概要

通学区域、沿革、特色や歴史、児童数及び学級数の将来推移、教員数、教育活動、防災対策、地域連携、学校行事、学童保育等の調査

イ 既存校舎及び附属建物等

既存校舎、体育館、プール、倉庫、外構、グラウンド、コート、菜園、防火水槽、学童保育室、防災倉庫、駐車場、公共基準点等の配置、規模、築年、建築基準法関連手続等の有無、構造、残存利用可能性の調査

ウ 居ながら施工に係る学校運営条件

授業時間、休み時間、登下校、給食搬入、保健室、職員室、特別教室、体育館・校庭利用、学校行事、避難訓練、学童保育、地域開放等の運営条件整理

エ ローリング施工に係る敷地条件

新築可能範囲、先行解体可能範囲、仮設校舎候補地、仮設グラウンド候補地、工事ヤード、資材搬入路、工事車両出入口、仮囲い、歩車分離、安全帯の整理

オ 通学・交通条件

登下校動線、国道 16 号横断、歩道橋利用、スクールバス乗降場所、保護者送迎、歩行者・自転車・工事車両の交錯、周辺道路幅員及び交通規制等の調査

カ 周辺環境及び代替施設

周辺土地利用、近隣住宅、騒音・振動・粉じんの影響、近隣校・体育施設・公園・プール等の工事中代替利用可能性の調査

キ 法的条件・ハザード・防災条件

建築基準法、都市計画、開発許可、消防、道路、埋蔵文化財、各種ハザード、避難所機能、想定避難者数、防災倉庫・マンホールトイレ等の整備条件の整理

ク インフラ施設状況

電気、水道、ガス、下水、通信、受変電、排水経路、既存埋設物、工事中切替の可能性及び施工ステップへの影響整理

ケ 市の施策動向を踏まえた検討

統合校整備、公共施設マネジメント、学校施設長寿命化、ライフサイクルコスト、脱炭

素、防災、地域開放、学童保育、学校給食等の市施策を踏まえた条件整理

コ 他自治体事例調査

学校改築、統合校整備、現地建替え、居ながら施工、仮設校舎、仮設グラウンド、ローリング施工、地域説明に係る他自治体事例を調査し、本事業への適用可能性を整理する。

(2) 会議の運営支援

ワークショップ、学校統合委員会等を適正かつ円滑に実施するため、次の運営支援を行う。

ア 資料作成支援

会議の目的に応じて、施設整備方針、配置案、ローリング施工案、仮設計画、通学安全、スクールバス動線、工事中の学校運営への影響を説明する資料を作成する。

イ 図解資料の作成

配置図、ステップ図、動線図、比較表、課題整理表、工程表など、住民・保護者にも分かりやすい説明資料を作成する。

ウ ワークショップ等の企画・運営

関係者の意見を計画に反映させるため、児童、生徒、保護者、地域住民、教職員を対象としたワークショップを企画・運営する。

エ 議事録作成支援

会議ごとに要約版を作成し、意見・質問・懸念事項を次回検討に反映できる形で整理する。

オ 合意形成上の論点整理

通学安全、工事中の校庭利用、騒音振動、スクールバス、避難所機能等について、継続検討事項、決定事項、保留事項を整理する。

(3) 基本構想策定支援

建築条件整理支援及び関係者意向を踏まえ、建設事業の基本構想策定について次の支援を行う。

ア 建設コンセプト及び施設整備方針

統合校の整備理念、地域特性、将来児童数、ICT、特別支援教育、防災、ライフサイクルコスト、地域開放、学童保育等を踏まえた整備方針を検討する。

イ 建設手法に関する方向性

新築、既存施設活用、部分改修、長寿命化、仮設校舎の要否等について、事業概算、工期、学校運営への影響、課題、利点を比較する。

ウ 居ながら施工・ローリング施工の基本方針

敷地内での段階整備の大枠、先行整備可能範囲、既存施設の継続利用方針、仮設要否、工事期間中の教育環境確保の方針を整理する。

エ 施設配置及びゾーニング方針

校舎、体育館、グラウンド、学童保育、地域開放、防災機能、給食搬入、スクールバス乗降、工事ヤードの関係性を整理する。

オ 外構・グラウンド整備方針

統合校開校時の必要グラウンド面積、工事中の仮設グラウンド、体育授業・休み時間・学校行事への影響を検討する。

カ 既存樹木・記念碑等の扱い

既存樹木、記念碑、卒業記念作品等について、保存、移設、記録保存、撤去等の方向性を整理する。

キ 基本構想案の作成

上記を踏まえ、基本構想案、概要版、説明用資料を作成する。

(4) 基本計画策定支援

基本構想の結果を踏まえ、設計に移行可能な精度で基本計画を策定する。特に、現狭山小学校敷地内での居ながら施工・ローリング施工を基本計画の中心的検討事項として位置付け、次の内容を検討する。

ア 施設規模及び諸室条件の整理

将来児童数、学級数、教職員数、特別支援、学童保育、地域開放、防災利用を踏まえ、必要諸室、室数、面積、隣接関係、転用可能性を整理する。

イ 配置案の作成

原則として複数案の配置案を作成し、校舎、体育館、グラウンド、学童、給食搬入、スクールバス、プール、地域開放、防災機能、工事ヤードの配置を検討する。

ウ ローリング施工計画の作成

各配置案について、既存施設の使用継続、新築、移転、解体、外構整備、校庭復旧までの施工ステップを作成する。ステップごとに使用可能施設、不足諸室、仮設校舎の要否、仮設グラウンド、児童動線、工事車両動線、工事ヤードを明示する。

エ 仮設計画の検討

仮設校舎、仮設職員室、仮設特別教室、仮設トイレ、仮設倉庫、仮設給食受入、仮設グラウンド等の要否、規模、配置、期間、概算費用を整理する。仮設を縮減する代替案も比較する。

オ 工事中の学校運営継続計画

授業、体育、給食、保健、職員動線、学童保育、学校行事、避難訓練、来校者対応、地域開放等について、工事段階ごとの影響と代替方を整理する。

カ 安全計画・交通計画

児童・教職員・保護者・来校者動線と工事車両動線を分離し、仮囲い、ゲート、誘導員、搬入時間帯、スクールバス乗降場所、保護者送迎、緊急車両動線を検討する。

キ 周辺・近隣対策

騒音、振動、粉じん、日影、交通混雑、工事説明、掲示、苦情対応、学校だより等による周知方法を整理する。

ク 防災・避難所機能の継続

工事期間中及び完成後の避難所機能、体育館利用、防災倉庫、マンホールトイレ、非常用電源、給排水、避難動線を検討する。

ケ 事業概算費用の算定

新築、解体、外構、仮設校舎、仮設グラウンド、移転、既存施設改修、インフラ切替、設計・監理等を段階別に算定する。また、算出の際は補助金の活用を検討する。

コ 整備スケジュールの検討

基本設計、実施設計、各種申請、仮設、先行解体、新築、移転、既存解体、外構、開校準備までのマスタースケジュールを作成する。

サ 事業方式の検討

従来方式、(DB方式、ECI方式、PFI方式等について、ローリング施工、学校運営継続、リスク分担、発注時期、設計自由度、コスト管理の観点から妥当性を検討する。

シ 環境配慮・ZEB化の検討

ZEB化、省エネルギー、太陽光発電、蓄電池、断熱、自然換気、木材利用、ライフサイクルコストを検討する。

ス 比較評価表の作成

配置案及びローリング施工案ごとに、教育環境、安全性、工期、費用、仮設規模、校庭確保、近隣影響、災害対応、将来拡張性、発注リスクを比較する。

セ 基本計画案の作成

上記検討結果を踏まえ、基本計画案、概要版、説明会資料、設計業務発注に引き継ぐべき条件整理表を作成する。

(5) その他

ア 打合せ

業務期間中、月1回程度を基本に発注者と打合せを行い、検討状況、課題、次回までの作業事項を整理する。必要に応じて学校、関係課、関係機関との協議に同席する。

イ 打合せ記録

各打合せ及び協議について、打合せ記録を作成し、確認後速やかに提出する。

ウ 設計発注への引継ぎ資料

次年度以降の設計業務において手戻りが生じないように、決定事項、未決事項、設計上の前提条件、リスク、協議履歴を整理した引継ぎ資料を作成する。

5 業務実施体制

本業務は、学校施設の基本構想・基本計画に関する専門的知見に加え、居ながら施工に関する技術的知見及び合意形成に関する実務経験を必要とする業務である。受注者は、これらの業務を的確に遂行できる体制を整えること。

(1) 管理技術者

管理技術者は、本業務全体を統括する責任者として、以下の要件を満たす者を1名配置すること。原則として業務期間中の変更を認めない。

- ① 一級建築士の資格を有する者
- ② 受注者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

(2) 主任技術者

主任技術者は管理技術者の下で各業務分野を統括する者以下の要件を満たす者を1名配置すること。原則として業務期間中の変更を認めない。

- ① 一級建築士の資格を有する者
- ② 受注者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者
- ③ 本市との定例的な打ち合わせに出席できる者

6 成果物及び提出部数

支援業務の成果物等及び提出部数は下表を基本とする。電子データも併せて提出し、そのデータの作成形式及び作成範囲については提出前に発注者と協議する。

成果物	主な内容	部数
基本構想案報告書（概要版含む）	整備理念、施設整備方針、統合校の基本的な規模・機能、配置・施工の基本方針	50部
基本計画案報告書（概要版含む）	配置計画、諸室計画、外構計画、防災計画、ZEB方針、概算事業費、スケジュール	50部
居ながら施工ステップ図		10部
検討過程資料・ワークショップ記録・打合せ議事録		10部

(1) 提出方法

- ① 成果物は、DVD-R等（ウイルスチェックを済ませたうえで、DVD-R等表面に「タイトル」「納品日」を記載すること。）へ保存した電子データを併せて提出すること。
- ② 電子データはPDF及び編集可能形式（Word/Excel/PowerPoint/CAD）の両方を納品すること。
- ③ 提出時期、ファイル形式等については、発注者と協議の上、その指示に従うこと。

(2) 成果物に係る著作権等

- ① 全ての成果物は、発注者の所有とする。また、受注者は、本業務に係る成果物の所有権及び著作権の全てを引渡し時に発注者に譲渡するものとする。

- ② 受注者は、発注者の承諾を得ることなく成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。
- ③ 受注者は、発注者に引渡した成果物などの全てについて、第三者の有する著作権等を侵害するものではないことを保証すること。また、著作権等の侵害が判明した場合には、その損害を補償するなど必要な措置を講じること。
- ④ 受注者は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産を使用するときには、その使用に関して責任を負うこと。

7 業務の管理

(1) 管理技術者の責務

- ① 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うこと。

(2) 主任技術者の責務

- ① 主任技術者は、本市担当者と密接に連携し、業務の円滑な推進を図ること。
- ② 打合せ記録を作成し、本市の確認を受けること。
- ③ 進捗状況を月次で報告すること。

(3) 再委託の制限

受注者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、専門会社等の第三者に一部を再委託する必要がある場合で、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときはこの限りではない。

8 その他

(1) 疑義への対応

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、本市担当課と協議の上、決定するものとする。

(2) 守秘義務

業務遂行に際して知り得た情報については、守秘義務を遵守すること。本業務終了後も同様とする。

(3) 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、関係法令を遵守し、適正に取り扱うこと。

(4) 検査

受注者は、業務完了後、速やかに完了届を提出すること。また、検査により不具合が確認された場合、受注者は、これに対し誠実に対応し改善を図ったうえで、改めて発注者に再検査を依頼すること。

【担当課】

入間市教育委員会 教育部教育総務課学校統合調整室

〒358-8511 埼玉県入間市豊岡一丁目 16 番 1 号

TEL：04-2964-1111（内線：4162、4163）

電子メール：ir811011@city.iruma.lg.jp